

令和7年度稚内市高齢者・障害者施設等物価高対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、食材料費の高騰が介護・障害福祉サービスを提供している施設等の事業活動に影響を及ぼしていることに鑑み、食事提供を行っている当該施設等に対して臨時的な支援を行うことにより、市民への安定的なサービスの提供に寄与するため、令和7年度稚内市高齢者・障害者施設等物価高対策支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「施設等」とは、稚内市内において別表に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、北海道知事又は稚内市長の指定を受けたものをいう。

(支給対象者)

第3 令和7年度稚内市高齢者・障害者施設等物価高対策支援金（以下「支援金」という。）の支給対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、施設等を運営する事業者とする。ただし、次に掲げる施設等を除く。

- (1) 令和8年1月1日までに運営を開始していない施設等
- (2) 申請日時点で事業の廃止又は休止（届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。）をしている施設等
- (3) 食事提供を行っていない施設等
- (4) 稚内市が運営する施設等

(支援金の額)

第4 第3の規定により対象事業者に対して支給する支援金の金額は、別表に定める金額とする。

(支援金の申請)

第5 支援金の支給を受けようとする対象事業者は、別記第1号様式の稚内市高齢者・障害者施設等物価高対策支援金支給申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6 支援金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 別記第1号様式の稚内市高齢者・障害者施設等物価高対策支援金支給申請書兼請

求書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第7 市長は、第5の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給又は不支給を決定し、別記第2号様式の稚内市高齢者・障害者施設等物価高対策支援金支給決定(却下)通知書を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、対象事業者等に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(不当利得の返還)

第8 市長は、支援金の支給後に要件に該当していないことが判明したとき又は偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた対象事業者等があるときは、当該支給の決定を取り消すとともに、既に支援金の支払いを完了しているときは、その者に対して、支給した支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則(平成17年稚内市規則第18号)及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程(平成17年稚内市訓令第7号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2、第4関係）

区分	根拠法令	事業種別（サービス種別）	支援金額
入所系サービス提供施設等1	老人福祉法（昭和38年法律第133号）	養護老人ホーム（第20条の4）	定員（北海道の要請に基づき、やむを得ない事情がある場合として定員を超えた受入れを行う施設等にあつては、当該受入れを行う人数）1人につき36,000円
	介護保険法（平成9年法律第123号）	（介護予防）特定施設入居者生活介護（第8条第11項、第8条の2第9項） （外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 介護老人福祉施設（第8条第27項） 介護老人保健施設（第8条第28項） （介護予防）短期入所生活介護（第8条第9項、第8条の2第7項） （介護予防）短期入所療養介護（第8条第10項、第8条の2第8項） （介護予防）小規模多機能型居宅介護（第8条第19項、第8条の2第14項） （介護予防）認知症対応型共同生活介護（第8条第20項、第8条の2第15項）	
入所系サービス提供施設等2	介護保険法（平成9年法律第123号）	（介護予防）特定施設入居者生活介護（第8条第11項、第8条の2第9項） （外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に限る。）	定員（北海道の要請に基づき、やむを得ない事情がある場合として定員を超えた受入れを行う施設等にあつては、当該受入れを行う人数）1人につき24,000円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）	施設入所支援（第5条第10項） 短期入所（第5条第8項） 共同生活援助（第5条第17項）	
通所系サービス提供施設等	介護保険法（平成9年法律第123号）	通所介護（第8条第7項） （介護予防）通所リハビリテーション（第8条第8項、第8条の2第6項） 地域密着型通所介護（第8条第17項） （介護予防）認知症対応型通所介護（第8条第18項、第8条の2第13項）	定員（北海道の要請に基づき、やむを得ない事情がある場合として定員を超えた受入れを行う施設等あつては、当該受入れを行う人数）1人につき12,000円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）	生活介護（第5条第7項） 就労移行支援（第5条第13項） 就労継続支援（第5条第14項）	
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童発達支援（第6条の2の2第2項） 放課後等デイサービス（第6条の2の2第4項）	

備考

- 1 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供す

る短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所は対象外とする。

- 2 入所系サービス提供施設等及び通所系サービス提供施設等において、同種のサービスを他の制度でも提供している場合、定員を別に設けていなければ一の事業所としてみなす。
- 3 基準該当事業所は対象外とする。
- 4 この要綱の規定に基づく支援金に類する国の補助を受けることができる施設等にあつては、同表に定める支援金額から、1人につき18,000円を減じた額とする。

別記第1号様式（第5関係） **〔別添〕**

別記第2号様式（第7関係） **〔別添〕**